

宮城県 令和8年度介護テクノロジー導入支援事業補助金に関するQ&A【令和8年6月19日時点】

| 項目 | 質問 | 回答 | 備考 |
|----|--|---|-------------|
| 1 | 補助対象者 過去に補助を受けた事業所も申請可能か。 | 申請可能です。 ただし、令和7年度、6年度、5年度のいずれか又は複数で介護テクノロジー(介護ロボット・ICT機器)導入補助金の交付を受けている場合には、採択の優先順位が低くなります。 | 6月19日 変更 |
| 2 | 補助対象者 全国展開しており他県にも事業所を有する法人の場合、申請可能か。 | 県内に事業所を有している場合には対象になります。 | |
| 3 | 補助対象者 今年度開設した事業所も申請可能か。 | 申請時点で既にサービスを開始しており、施設の課題や目標、導入効果などを適切に把握・設定できるのであれば可能です。 | |
| 4 | 申請方法 1つの法人から、複数の事業所の申請は可能か。また、事業所数の制限や、1法人当たりの申請上限額はあるか。 | 可能です。申請は法人単位で行いますが、各事業所ごとに作成・記入いただく様式がありますのでご注意ください。 また、併設されている事業所であっても、1つの指定につき1事業所として申請してください。 事業所数の制限や1法人当たりの申請上限額はありません。 | 6月19日 変更 |
| 5 | 申請方法 「介護老人福祉施設」と「併設型短期入所生活介護」が併設されている場合、事業所のカウントはどうなるのか。 | 同じ施設内に併設されていてもサービス種別が異なるため、2事業所として整理し、様式を作成してください。 | |
| 6 | 申請方法 在宅系サービス(訪問看護など)で利用定員がない場合、利用定員数をどう考えればよいか。 | 過去3年間の利用数の平均で判断してください。 | |
| 7 | 申請方法 介護ソフトやバックオフィスソフトの補助上限額を計算する際の職員数は、直接処遇職員のみのか。また、常勤換算か。 | 直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も含めた数です。 常勤換算が原則ですが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても構いません。 | |
| 8 | 補助対象 介護ソフトを既に導入しているが、今回タブレットを導入しWi-FiがないためWi-Fiも整備したい。どちらも対象になるか。 | タブレット・PC等の導入やWi-Fi整備は、主となる機器と併せて導入する場合に限り補助となります。よって、単体では補助となりません。 | 6月1日 追加 |
| 9 | 補助対象 「特定施設」の指定を受けていない「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」が見守り機器等を導入する場合は補助対象となるか。 | 補助対象とはなりません。 ただし「特定施設」の指定を受けている介護付き有料老人ホームや介護型サ高住は補助対象となります。 | 6月1日 追加 |
| 10 | 補助対象 訪問系サービス(訪問介護・訪問看護等)が、同じ法人で運営している「特定施設」の指定を受けていない「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の居室に見守り機器等を据え置く場合には、補助対象となるか。 | 補助対象とはなりません。 「特定施設」の指定を受けていない「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の居室に機器を常時据え置く運用は、サービス提供事業所の業務範囲外の見守りに使用されることになり、訪問系サービスにおける適正な利用とは認められません。 | 6月1日 変更 |
| 11 | 補助対象 ナースコールは対象となるか。 | TAISに登録され介護テクノロジーに位置づけられているのであれば補助対象となります。ナースコール一式として補助上限は30万円です。 | 6月8日 追加 |
| 12 | 補助対象 会計システムは対象となるか。 | バックオフィスソフトとして、補助対象となります。 (「今年度の実施予定について」の3(3)①ウに該当) | 6月10日 追加 |
| 13 | 補助対象 福祉用具検索システム(TAIS)に登録されているが、「介護テクノロジー」カテゴリに含まれていない製品は補助対象となるか。 | 「その他、身体的負担の軽減など職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる機器」であれば補助対象となり得ます。 ただし、見守り機器・インカム・介護ソフトの導入よりも採択の優先順位が低くなります。 申請時には身体的負担の軽減や介護サービスの質の向上につながる理由を明確に記載してください。 | 6月15日 追加 |
| 14 | 補助対象 福祉用具貸与事業所が「貸与するための福祉用具を購入する場合は」補助対象としてよいか。 | 申請者(設問の場合は福祉用具貸与事業所の従事者)の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化などには該当しないため、補助対象としては認められません。 | 6月16日 追加 |
| 15 | 補助対象 介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか。 | 以下に対応するための改修に要する費用については対象経費となります。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE標準仕様」に対応するための改修 | 6月16日 追加 |
| 16 | 補助対象 付属品は補助対象に含まれるか。 | 介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、介護ロボットとしての最低限の機能の一部として考えられるものであれば本体とともに対象になります。 判断に迷う場合には専用フォームでお問い合わせください。 | |

| | | | | |
|----|--------|--|--|---------|
| 17 | 補助対象 | 過去に導入した介護テクノロジーと同じ機器を追加で導入したいが申請可能か。 | 追加の導入が単純な更新等ではなく、介護サービスの質の向上につながると認められ、業務改善計画書で明確に説明できる場合は申請可能です。 | |
| 18 | 補助対象 | 過去に導入した見守り機器のために Wi-Fi 環境整備を行う場合は補助対象となるか。 | 補助対象の要件を満たさず、補助対象外となります。 | |
| 19 | 補助対象 | 介護テクノロジーの導入について、本体価格、アプリケーション利用料3年分、保険料3年分がバックとなっているが、どこまでが補助金の対象となるか。 | 一括払いで購入した場合には、本体価格・アプリケーション利用料は全額が対象となります。しかし保険料は対象とはなりませんので、見積書から除いてください。 | |
| 20 | 補助対象 | 「福祉用具検索システム(TAIS)」の「介護テクノロジー」に該当する機器と同水準の機能等を有している場合も補助対象だが、その機器かどうかはどう判断するのか。 | (参考資料)「TAISに掲載されるテクノロジーの判断基準」に合致している場合には、判断基準に合致していることの説明が可能であれば申請は可能です。 | |
| 21 | 補助要件 | 補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」とあるが、データ連携実績はなくてもよいのか。 | 今年度からは、厚生労働省の方針で「データ連携の実績があること」が要件となります。このため、訪問・通所・短期入所・居宅介護支援等のサービス事業所が申請する場合は注意してください。 | 6月16日追加 |
| 22 | 補助額 | 交付申請額は税抜きか。 | その通りです。税抜きで記載してください。 | |
| 23 | 補助額 | 交付申請時に添付する見積書に「値引き」がある場合の留意事項はあるか。 | 補助対象外の項目が含まれている場合、どこに値引きがかかるか分からず、補助対象経費の算定が難しくなります。このため、見積書では「どの項目に対して、値引きが発生したかを明確にする」または「見積書上の各項目の金額を値引き反映後の金額で記載」するよう、お願いします。(実績報告時と同様に対応してください) | |
| 24 | 補助額 | 今年度からインカムの上限額が100万と設定されているが、これは1機器あたりの上限額と考えてよいのか。 | その通りです。 | 6月16日追加 |
| 25 | 補助採択 | 申請すれば必ず採択されるのか。 | 例年、予算を上回る申請をいただっており、 申請すれば必ず採択されるわけではありませんのでご注意ください。 導入する機器等の目的、効果の観点から内容の審査を行い、また過年度の補助金の交付状況等を勘案して補助採択の可否を決定します。 | 6月19日追加 |
| 26 | 補助採択 | 複数の事業所が同じ機器を導入する必要がある。一部の事業所だけ採択(残りの事業所が不採択)にならないよう、全ての事業所を採択してもらえないか。 | 審査は事業所ごとに行います。しかし介護ソフトなど、全ての事業所において導入する必要がある場合には、「一部採択では不可」の旨と理由を、申請書類の備考欄等にご記入ください。一部採択を回避します。(その場合、全部採択か全部不採択となります) | 6月19日追加 |
| 27 | 契約・購入 | 契約や購入はいつ行ってよいのか。 | 補助金交付決定前に契約を締結や購入をしたものは、補助対象とはなりません。県補助金交付決定通知日より後に、契約及び納品を行ってください。 | |
| 28 | 補助金支払い | 補助金申請が採択(交付決定)された場合、補助金はいつ支払われるのか。 | 来年(令和9年)1月上旬に実績報告を求めますので、その実績報告の内容を審査の上、2月頃に補助金額を確定します。よって、補助金の支払いは来年3月頃を予定しています。 | |